

奈良先端科学技術大学院大学生命科学研究基盤センター共用推進事業実施要領

令和6年3月27日
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良先端科学技術大学院大学が有する研究設備等の整備・共用の推進に関する規程（令和6年規程第4号。以下「共用規程」という。）第7条の規定に基づき、生命科学研究基盤センター（以下「センター」という。）が保有する研究設備・機器（以下「共用設備」という。）の共同利用（以下「共用」という。）を推進する事業（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

(共用の推進)

第2条 本事業は、共用設備の共用を推進するため、共用規程第5条第1項各号に掲げる支援業務を行う。

(利用条件)

第3条 共用設備の共用を推進するに当たっては、共用規程第2条に定める目的の下、本学の研究及び教育に支障がなく、かつ、共用設備を利用しようとする者の要請に応え、又は健全な事業活動に資すると認められる場合に限り行うものとする。

(利用資格)

第4条 共用設備を利用することができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の教職員及び学生（特別研究学生、研究生及び特別学修生を含む。）
- (2) 本学以外の学術研究機関に所属する研究者及び有識者
- (3) 企業等に所属する研究者及び有識者
- (4) その他生命科学研究基盤センター長（以下「センター長」という。）が認める者

(利用責任者)

第5条 共用設備を利用する場合は、共用設備の利用事案ごとに利用責任者を置かなければならない。

- 2 利用責任者は、当該利用事案について、共用設備を利用する者（以下「利用者」という。）及び共用設備の利用状況を管理しなければならない。
- 3 利用責任者は、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをもって充てる。ただし、共用設備を利用する本人が当該各号に定めるものに該当する場合は、当該本人を利用責任者とすることができる。

- (1) 前条第1号に定める者 所属する研究室の教員
- (2) 前条第2号から第4号までに定める者 共用設備を利用して行う研究の責任者

(利用申請)

第6条 第4条第1号に定める者が共用設備を利用する場合は、利用する共用設備に応じて、センター長への申請等の必要な手続を経なければならない。

- 2 第4条第2号から第4号までに定める者が共用設備を利用する場合は、センター長に申請し、その承認を受けなければならない。

(利用審査)

第7条 センター長は、前条第2項に定める利用申請について、共用設備の利用の可否を決定し、当該決定を申請者に通知するものとする。

(共用設備及び利用料金)

第8条 利用者に提供する共用設備は、別表のとおりとする。

- 2 前項の共用設備の利用料金は、共用規程第5条第2項の定めに基づき、別表に定める額に消費税及び地方消費税の相当額を加えた額（以下「直接経費」という。）並びに共用設備の利用に伴う本学の管理等に必要な間接経費として直接経費の30パーセントに相当する額の合算額とする。
- 3 前項の場合において、特に必要があると認められるときは、センター長は利用料金の一部又は全額を免除することができる。
- 4 利用料金は、原則として、前納とする。ただし、センター長が認めた場合は、共用設備の利用後に利用料金を納付することができる。
- 5 本学は、原則として、納付された利用料金は利用者に返還しない。

(利用報告)

第9条 利用者は、共用設備の利用を終了した年度の年度末までに、利用内容をセンター長に報告しなければならない。ただし、センター長が不要と認めた場合は、この限りでない。

(遵守事項)

第10条 利用者は、共用設備の利用に関し、センター長が指示する事項及び次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された利用目的以外に利用しないこと。
- (2) 共用設備を第三者に利用させないこと。
- (3) 共用設備に特別の工作をし、又は現状を変更しないこと。ただし、センター長が認める場合を除く。
- (4) 共用設備の保全に努めること。
- (5) 共用設備に異常がある場合は、直ちに利用責任者及び共用設備の管理者に

報告し、その指示に従うこと。

(6) 事故等の危険を引き起こすおそれがある行為を行わないこと。

(7) その他本学の研究及び教育に支障となる行為を行わないこと。

(中止等)

第11条 センター長は、前条に定める遵守事項のいずれかに違反する行為若しくは状態がある場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合は、共用設備の利用の承認を取り消し、又はその利用を中止させることができる。

(1) 利用者がこの要領その他の学内規則及び法令に違反し、又は違反するおそれがあるとセンター長が認めるとき。

(2) 利用者が利用申請等の手続において虚偽の報告をしたとき。

(3) 利用者が利用料金を本学が指定する期日までに納付しないとき。

(4) 本学の管理上の事由により、共用設備の利用に支障があるとセンター長が認めるとき。

2 本学は、前条に定める遵守事項及び前項第1号から第3号までの事由により、共用設備の利用の承認を取り消し、又はその利用を中止させたことにより利用者に生じた損害については、その責を負わない。

3 本学及び利用者は、天災その他本事業の遂行上やむを得ない事由がある場合、相手方と協議の上、共用設備の利用を中止し、又は利用期間を延長することができる。この場合において、本学は、その利用を中止させたことにより利用者に生じた損害については、その責を負わない。

(原状回復)

第12条 利用者は、共用設備の利用を終えたとき（前条第1項の規定により利用の承認を取り消し、又は利用を中止させた場合を含む。）は、直ちに原状に回復するとともに、共用設備の管理者の検査を受けなければならない。ただし、センター長が不要と認めた場合は、この限りでない。

(秘密保持)

第13条 センターに所属する教職員及び利用者は、共用設備の利用により、相手方から提供若しくは開示を受け、又は知り得た技術上若しくは営業上の一切の情報であって、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「秘密情報」という。）を本事業以外の目的に使用してはならない。

(1) 「秘」等秘密である旨の表示を付した図面、技術資料等文書又は電子媒体により開示される情報

(2) 口頭で開示される情報であって、開示の際に秘密である旨明示され、開示後15日以内に開示内容が記載され、かつ、「秘」等秘密の旨の表示を付した文書で提供された情報

(3) 試料、サンプルその他物で開示される情報であって、開示の際に秘密である旨明示され、開示後15日以内に当該物を特定できる内容が記載され、か

つ、「秘」等秘密の旨の表示を付した文書が提供された当該物に係る情報
2 センターに所属する教職員及び利用者は、秘密情報を開示し、又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- (1) 開示を受け、又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け、又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受け、又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発し、又は取得していたことを証明できる情報
- (6) 書面により事前に相手方の同意を得た情報

(事故補償の免責等)

第14条 利用者(第4条第2号から第4号までに定める者をいう。以下この条において同じ。)が、共用設備の利用に当たって事故、災害等に遭遇した場合は、当該利用者が所属する学術研究機関又は企業等が、従業員に適用する補償制度をもって補償することを原則とする。ただし、当該事故、災害等が、本学の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

- 2 利用者が共用設備の利用に当たって提出した実験用試料等を滅失し、毀損し、流出し、又は漏洩した場合は、本学の責めに帰すべき事由によるものを除き、本学はその責を負わない。
- 3 利用者は、共用設備の利用によって第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と負担により解決するものとし、本学はその責を負わない。

(損害賠償)

第15条 利用者は、故意又は過失(第4条第1号に定める者にあつては、故意又は重大な過失)により共用設備を滅失し、又は毀損した場合は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

- 2 利用者は、故意又は過失(第4条第1号に定める者にあつては、故意又は重大な過失)により、利用者が共用設備の利用に当たって提出した実験用試料等を滅失し、毀損し、流出し、又は漏洩した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(存続条項)

第16条 第13条から第15条までの規定は、利用者が共用設備の利用を終了した後も、各条項の遵守に必要な限りにおいて引き続き効力を有するものとする。

(会計)

第17条 本事業の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 直接経費による収入は、本事業において利用者に提供する共用設備の維持管理等に資するもののみを当該収入のあった会計年度の収益として計上し、これ以外のものは翌会計年度に繰り越し、共用規程第3条第1項の基本方針に基づいて措置する共用設備の整備等に充当することができる。

(雑則)

第18条 この要領に定めのない事項については、本学が定める規則等の定めるところによるほか、センター長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年11月1日から施行する。

各支援業務及び共用設備等における利用料金一覧

業務	分類	共用設備等 (型番等)	利用料金（円） (消費税及び地方消費税を除く。)		試験単位等 (標準測定時間)
			学術研究機関	企業	
技術相談			無料		
技術代行	質量分析	四重極型フーリエ変換質量分析計（※1） (Orbitrap Exploris240)	60,200	120,400	1 検体
	動物実験サポート	ゲノム編集を用いた遺伝子ノックアウトマウスの作製（※2、※3）	258,000	428,000	1 回
		変異マウスES細胞の作製（※3）	256,000	424,000	1 回
		キメラマウスの作製（※2、※3）	324,000	538,000	1 回
		トランスジェニックマウスの作製（※2、※3）	258,000	428,000	1 回
		凍結胚の作製（※2、※4）	70,000	116,000	1 回
		凍結精子の作製	37,000	61,000	1 回
技術補助		技術補助講習（※5）	10,000	10,000	1 講習 (4時間以内)
		一般技術補助	10,000	10,000	1 時間
機器利用 (※5)	顕微鏡	共焦点レーザー顕微鏡（※6） (SP8 FALCON)	2,700	8,090	1 時間
		共焦点レーザー顕微鏡（※6） (LSM980)	2,540	7,620	1 時間

- ・利用時間に装置の立ち上げ・立ち下げに係る時間を含む。また、利用時間は原則として平日の9時から17時までの間とする。
- ・技術代行において1検体当たりの標準測定時間を超過する場合又は特別な観察若しくは分析に必要な処理を要する場合は、規定の利用料金に加え、別途実費相当額を利用料金として徴収することがある。
- （※1） サンプル調製作業を含む。なお、サンプル測定のみを行う場合の利用料金は、学術研究機関にあっては1検体当たり31,500円（消費税及び地方消費税を除く。）、企業にあっては1検体当たり63,000円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。
- （※2） 作製動物に係る料金として別途実費相当額の利用料金を徴収する。
- （※3） 1回目の作製過程において目的とするマウス及びES細胞を得ることができなかった場合は、利用者と協議の上、2回目の作製に係る利用料金を無料とするとともに3回目以降の作製に係る利用料金を規定料金の半額とすることができる。この場合において、2回目以降の作製に必要な作製動物に係る料金については、別途実費相当額の利用料金を徴収する。
- （※4） 体外受精の実施から凍結胚の作製までを含む。これに加え、凍結胚の一部を融解移植し、個体復元確認を行う場合は、学術研究機関にあっては1回当たり115,386円（消費税及び地方消費税を除く。）、企業にあっては1回当たり191,386円（消費税及び地方消費税を除く。）の利用料金を徴収する。
- （※5） 機器利用の利用者は、あらかじめ、機器操作に関する講習として技術補助講習を受講することを基本とする。
- （※6） 利用時間は、平日の10時から16時までの間とする。

第8条第3項の規定に基づく各支援業務及び共用設備等における利用料金一覧

業務	分類	共用設備等 (型番等)	利用料金 (円) (消費税及び地方消費税を除く。)	試験単位等 (標準測定時間)
技術相談			無料	
技術代行	質量分析	四重極型フーリエ変換質量分析計 (※1) (Orbitrap Exploris240) タンパク質同定 (溶液消化) / ラベルフリー定量	9,500	1 検体
		四重極型フーリエ変換質量分析計 (※1) (Orbitrap Exploris240) タンパク質同定 (ゲル内消化)	10,400	1 検体
		マトリックス支援レーザー脱離イオン化飛行時間型質量分析計 (※2) (autoflex II)	600	1 検体
	N末端アミノ酸配列解析	プロテインシーケンサ (※3) (PPSQ-31A)	1,200	1 サイクル
	動物実験サポート (※8)	ゲノム編集を用いた遺伝子ノックアウトマウスの作製 (※4、※5)	85,000	1 回
		変異マウスES細胞の作製 (※5)	84,000	1 回
		キメラマウスの作製 (※4、※5)	107,000	1 回
		トランスジェニックマウスの作製 (※4、※5)	85,000	1 回
		体外受精・胚移植 (※4、※5、※6)	52,000	1 回
		凍結胚の作製 (※4、※7)	23,000	1 回
凍結精子の作製		12,000	1 回	
	凍結胚の融解・移植	26,000	1 回	
技術補助	ITサポート (※9、※10)	webサーバ (初期構築)	30,000	1 件
		webサーバ (構築後の運用・メンテナンス)	5,000	1 件
		HP制作	30,000	1 件
機器利用	遺伝子解析装置	遺伝子解析装置 (3500 Genetic Analyzer)	1,100	1 解析 (1 ラン)
		遺伝子解析装置 (3500XL Genetic Analyzer)	2,700	1 解析 (1 ラン)
		遺伝子解析装置 (SeqStudio Genetic Analyzer)	150	1 解析 (1 ラン)
		次世代シーケンサー (MiSeq)	50	30分間
	顕微鏡	共焦点レーザー顕微鏡 (SP8 FALCON)	200	30分間
		共焦点レーザー顕微鏡 (LSM980)	200	30分間
		共焦点レーザー顕微鏡 (LSM900)	100	30分間
		共焦点レーザー顕微鏡 (LSM710)	150	30分間
		ライトシート蛍光顕微鏡 (Lightsheet Z.1)	200	30分間
		レーザーマイクロダイセクション (LMD7000)	60	30分間
高解像度蛍光イメージングシステム (DeltaVision Elite)	60	30分間		

機器利用	フローサイトメーター	フローサイトメーター (Cell Sorter MA900)	180	30分間
		フローサイトメーター (CytoFLEX S)	20	30分間
		フローサイトメーター (FACSAria Fusion (動物細胞専用))	180	30分間

・この表は、第8条第3項の規定に基づき、センター長により一部を免除した利用料金（間接経費を要しない）であり、第4条第1号に規定する利用資格を有する者がその適用を受けるものとする。

- (※1) サンプル調製作業を含む。なお、サンプル測定のみを行う場合の利用料金は、LC-MSにあつては1検体当たり7,300円（消費税及び地方消費税を除く。）、HESIにあつては1検体当たり2,100円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。
また、ラベルフリー以外の定量解析、翻訳後修飾解析など通常のサンプル調製作業以外に前処理又は濃縮処理が必要なサンプルについては、別途実費相当額の利用料金を徴収する。
なお、他の測定方法による技術代行を希望する場合は、本学の研究者又は技術者と協議の上、その実施可否を決定するとともに実費相当額の利用料金を徴収する。
- (※2) サンプル調製作業を含む。なお、サンプル測定のみを行う場合の利用料金は、奈良先端科学技術大学院大学マテリアル研究プラットフォームセンター共用推進事業実施要領（令和6年3月27日学長裁定）又は国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学マテリアル先端リサーチインフラ実施要領（令和4年3月31日学長裁定）に基づく同共用設備を利用した技術代行に係る料金が適用される。
- (※3) 利用料金は、1サイクルの利用料金を基本額とし、これに解析希望アミノ酸残基数に1サイクル分の利用料金を乗じた額を加えた合算額とする。
- (※4) 作製動物に係る料金として別途実費相当額の利用料金を徴収する。
- (※5) 1回目の作製過程において目的とするマウス及びES細胞を得ることができなかった場合は、本学の研究者又は技術者と協議の上、2回目以降の実施可否を決定するとともに別途実費相当額の利用料金を徴収する。
- (※6) 凍結精子を用いて体外受精を行う場合は、特殊培地に係る料金として別途実費相当額の利用料金を徴収する。
- (※7) 体外受精の実施から凍結胚の作製までを含む。これに加え、凍結胚の一部を融解移植し、個体復元確認を行う場合は、1回当たり別途38,000円（消費税及び地方消費税を含む。）の利用料金を徴収する。
- (※8) 動物実験サポートに係る利用料金は、全て消費税及び地方消費税を含むものとする。
- (※9) 本学の研究者又は技術者と事前協議の上、その実施可否を決定する。
- (※10) 本学の学内サーバーを利用する場合に限定する。